

福島県の農業及び政策

1 福島県の農業の現況

福島県農業関係資料の比較

福島県の農業について平成 17 年と平成 12 年の農業関係のデータを比較した資料は次のとおりである。

なお、各データの出典は、農家数・農家人口等は農林水産省の農林業センサス、耕地面積等は東北農政局福島農政事務所の福島農林水産統計年報、農業算出額は農林水産省の生産農業所得統計、助成金、補助金、認定農業者及びエコファーマーに係るデータは県調べによる。

	単位	H17年	H12年	増減	比率(%)
農家数・農家人口等					
農家数	戸	104,423	111,219	6,796	6.1%
自給的農家	戸	23,826	19,559	4,267	21.8%
販売農家	戸	80,597	91,660	11,063	12.1%
専業農家	戸	11,079	9,533	1,546	16.2%
第1種兼業農家	戸	12,133	13,230	1,097	8.3%
第2種兼業農家	戸	57,385	68,897	11,512	16.7%
農家人口	人	464,887	531,657	66,770	12.6%
男	人	229,269	261,872	32,603	12.4%
女	人	235,618	269,785	34,167	12.7%
耕地面積等					
耕地面積	ha	153,200	158,500	5,300	3.3%
田	ha	107,400	111,300	3,900	3.5%
畑	ha	45,800	47,200	1,400	3.0%
作付延べ面積	ha	131,900	137,400	5,500	4.0%
耕地利用率	%	86.1%	86.7%	0.6	-
耕作未利用地	ha	21,300	21,100	200	0.9%
耕作未利用率	%	13.9%	13.3%	0.6	-
農業産出額及び助成金等					
農業産出額					
米	億円	1,012	1,112	100	9.0%
(全体に占める割合)	%	(40.5%)	(41.9%)	(1.4)	-
野菜	億円	492	499	7	1.4%
果樹	億円	267	283	16	5.7%
畜産	億円	529	523	6	1.1%
その他	億円	200	234	34	14.5%
計	億円	2,500	2,651	151	5.7%
水田農業に関する助成金					
地域協議会・JAを經由	億円	48.8	8.4	40	481.0%
商系米穀集荷業者等を經由	億円	1.3	-	1	-
青果物価格安定対策補助金	億円	12.6	11.7	1	7.7%
合計	億円	2,563	2,671	108	4.1%

		H17年	H12年	増減	比率(%)
耕作放棄地	ha	16,141	15,651	490	3.1%

		平成20年
認定農業者数	経営体	6,647
エコファーマー認定件数	件	17,915

- 1 農林事務所ごとの農業関係資料は「各地の農林事務所農業振興普及部について」を参照。なお、データの出典は本表と同じである。
- 2 農業産出額については、端数処理や統計上、標本数が少ない場合、公表・集計の対象としておらず、金額が単位に満たないものを「0」と表すため、計、合計が一致しないことがある。
- 3 水田農業に関する助成金は水田の生産調整に協力した農家への各種助成金である。
- 4 耕作放棄地は、販売農家＋自給農家の面積で、土地持ち非農家分を除く（以下、「各地の農林事務所農業振興普及部について」も含めて同じ。）
耕作放棄地とは、農林水産省の統計調査における区分であり、農林業センサスにおいて農家等の調査客体が調査日以前 1 年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するとはっきりした意志がない土地として調査票に自ら記帳した農地をいう。福島県の場合は、桑畑だったものが多い。
なお、これに対して、調査日以前 1 年以上作付けしなかったが、今後数年の間に再び耕作する意志がある土地は休耕地と言われ、経営耕地に含まれる。

農家数は減少しているが、自給的農家が増えている。

農業産出額は 5.7%減の 2,500 億円である。福島県の場合、農業産出額に占める米の割合が 40.5%と高く、米の産出額が 9.0%減少したことが主な原因となっている。

農林水産省の「農業物価統計」によると、平成 12 年米価を 100 とすれば、平成 17 年は 91.9 で、8.1%価格が下がっているので、米の農業産出額減少は、主に米価の値下がりによるものである。

なお、水田農業に関する助成金等が増えたことにより、農業産出額に助成金等を加えた金額は 4.1%減の 2,563 億円である。

2 農業及び農村振興の基本方針及び「うつくしま農業・農村振興プラン 21」の主要指標の現況値

(1) 福島県農業・農村振興条例 農業及び農村振興の基本方針

第 7 条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 一 農業の担い手の育成及び確保並びに地域の特性を生かした農業を促進すること。
- 二 魅力ある農業経営及び収益性の高い地域農業の確立を図ること。
- 三 安全かつ良質な食料供給の確立を図るとともに健全な食生活の普及及び定着に努めること。
- 四 環境と調和した持続的に発展する農業の確立を図るとともに林業及び水産業との連携に努めること。
- 五 豊かで住みやすく活力ある農村の構築を図ること。

農業及び農村振興の主要施策

(農業の担い手の確保等)

第 8 条 県は、意欲ある農業の担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、農業に関する教育及び研修の実施、就農支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業経営の安定等)

第 9 条 県は、農業経営の安定及び多様化を図るため、農業金融制度の充実、生産の組織化、情報技術の利用促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業生産性の向上)

第 10 条 県は、農業生産性の向上を図るため、生産基盤の整備、農地の流動化及び集団化の促進等優良農地の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業技術の向上)

第 11 条 県は、農業技術の向上を図るため、試験研究体制を整備し、独自品種の研究開発、環境の保全に対応した農業技術の開発等を推進するとともに、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域の特性を生かした農業の促進)

第 12 条 県は、地理的優位性、多様な気象条件等の地域の特性を生かした農業を促進するため、生産構造の変革の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農産物の販路の拡大等)

第 13 条 県は、農産物の付加価値の向上、広域的集荷体制の強化及び販路の拡大を図るため、産地銘柄の確立、食品製造業等の農業に関連する産業との連携強化の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業関係団体との連携強化)

第 14 条 県は、持続的に発展する農業の実現を図るため、農地の利用集積、意欲ある農業の担い手の育成及び確保、農産物の生産集荷、販売戦略の展開等に関し、農業関係団体との連携を強化し、その活動に必要な支援措置を講ずるものとする。

(環境と調和した農業の推進)

第 15 条 県は、環境と調和し持続的に発展する農業の推進を図るため、農地の保全及び土、水、生物等の自然が有する循環機能の維持増進に必要な措置を講ずるものとする。

(都市と農村との交流の促進)

第 16 条 県は、活力ある農村の整備を図るため、農業者等の主体的な活動の支援、都市と農村との交流の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(中山間地域等の総合的な振興)

第 17 条 県は、中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。以下

同じ。)の総合的な振興を図るため、中山間地域等の農業生産基盤と生活環境を一体的に整備するとともに、地域資源を活用した産業の複合化を促進し、その他必要な措置を講ずるものとする。

(多面的機能に関する県民理解の促進)

第18条 県は、農業及び農村の有する多面的機能に関する県民の理解を促進するため、農業及び農村に関する情報の提供、学習の機会の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

農業及び農村振興の基本方針は、農業の生産性向上や農業技術の向上によって、農業経営体(農家)を豊かにすることを目的としている。

- (2) 「うつくしま農業・農村振興プラン21」の主要指標の現況値
農林水産部が平成21年9月に発行した「農業・農村の動向等に関する年次報告」によると、県全体の進捗状況は次のとおりである。

ア 農家数

項目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 (平成17年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
総農家数	戸	115,480	104,300	104,423	90.4%	100.1%
販売農家	戸	95,720	82,300	80,597	84.2%	97.9%
主業農家	戸	11,670	10,200	14,287	122.4%	140.1%
うち65歳未満専従農家	戸	10,190	10,000	11,866	116.4%	118.7%
準主業農家	戸	22,810	18,000	24,761	108.6%	137.6%
副業的農家	戸	61,240	54,100	41,549	67.8%	76.8%

イ 農業就業人口(販売農家)

項目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 (平成17年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
農業就業人口	人	136,720	103,000	135,010	98.7%	131.1%
うち男性	人	58,620	43,600	60,979	104.0%	139.9%
うち女性	人	78,100	59,400	74,031	94.8%	124.6%
うち65歳以上男女計	人	71,700	54,900	81,787	114.1%	149.0%

ウ 耕地面積

項目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 (平成20年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
耕地面積	ha	160,000	154,700	151,000	94.4%	97.6%
うち 田	ha	112,000	109,800	105,900	94.6%	96.4%
うち 畑	ha	48,000	44,900	45,100	94.0%	100.4%

端数処理のため、合計は一致しない場合がある。

工 農業産出額

項目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 (平成19年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
米	億円	1,188	1,242	901	75.8%	72.5%
麦類	億円	1	7	0	0.0%	0.0%
豆類	億円	13	57	8	61.5%	14.0%
穀類	億円	8	21	4	50.0%	19.0%
園芸作物	億円	952	1,353	932	97.9%	68.9%
うち 野菜	億円	560	840	569	101.6%	67.7%
うち 果実	億円	311	391	293	94.2%	74.9%
うち 花き	億円	81	122	70	86.4%	57.4%
工芸農作物	億円	84	104	47	56.0%	45.2%
畜産	億円	527	705	525	99.6%	74.5%
うち 乳用牛	億円	124	146	105	84.7%	71.9%
うち 肉用牛	億円	120	180	150	125.0%	83.3%
うち 豚	億円	108	162	108	100.0%	66.7%
うち 鶏	億円	174	215	158	90.8%	73.5%
うち その他畜産物	億円	1	2	4	400.0%	200.0%
菌茸類	億円	61	80	45	73.8%	56.3%
その他	億円	30	34	24	80.0%	70.6%
合計	億円	2,864	3,600	2,486	86.8%	69.1%

端数処理のため、合計は一致しない場合がある。

「野菜」にはいも類を含み、「その他」は養蚕、種苗及び加工農産物である。

オ 生産農業所得（菌茸類を含む）

項目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 (平成19年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
生産農業所得	百万円	115,700	155,500	101,659	87.9%	65.4%
生産農業所得率	%	40.4%	43.2%	40.9%	-	-

カ 農家経済（65歳未満の農業専従者のいる主業農家を対象とした農家経済）

項目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 (平成19年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
農業所得	千円	4,600	8,300	3,961	86.1%	47.7%
農家所得	千円	6,000	8,800	4,796	79.9%	54.5%
農業依存度	%	76.7%	94.3%	82.6%	-	-
農家総所得	千円	7,900	10,700	5,809	73.5%	54.3%

「基準値」は、平成7年から平成10年の推定値の平均

【意見】

農業算出額の現況値が基準値と比較して86.8%、目標値と比較して69.1%となっているなど、目標を大幅に下回っている場合には、その原因を分析し、対策を採る必要がある。

3 福島県の農業予算関係

福島県の農業予算関係は次のとおりである。

平成20年度 県予算総額との比較(一般会計) (単位:千円)

区分	平成20年度 予算額(a)	平成19年度 予算額(b)	増減額(a)-(b)
県 全 体	840,718,907	851,188,674	10,469,767
農 林 水 産 部	69,182,399	72,904,999	3,722,600
構 成 比	8.23%	8.57%	

- 1 商工労働部に移管したグリーン・ツーリズム関係予算(7,101千円)を含まない。
- 2 「農林水産部 平成20年度事業計画書」より

県の平成20年度予算は、平成19年度より10,469百万円減少し、減少割合は1.23%である。一方、農林水産部の予算は3,722百万円減少し、減少割合は5.1%である。

農林水産部の総室別の予算と財源内訳は次のとおりである。

平成20年度 総室別予算額及び財源内訳(一般会計) (単位:千円)

総室名	予算額	財源内訳		
		国庫	その他	一般財源
農林水産総室	15,451,336	248,480	1,928,500	13,274,356
農業支援総室	5,295,229	170,261	1,810,962	3,314,006
生産流通総室	3,303,163	377,077	1,908,266	1,017,820
農村整備総室	30,453,314	10,684,473	8,550,988	11,217,853
森林林業総室	14,679,357	4,010,391	4,165,542	6,503,424
合 計	69,182,399	15,490,682	18,364,258	35,327,459

- 1 商工労働部に移管したグリーン・ツーリズム関係予算(7,101千円)を含まない。
- 2 農林水産部 平成20年度事業計画書より

農林水産総室の予算は、部内の職員費がその大半を占めている。

農業支援総室の予算には、次の臨時的な支出が含まれている。

- ・農林水産試験研究開発整備費 2,434,000 千円

農業総合センターの敷地実測 525,402.77 m²を 6,859,549,800 円で県土地開発公社より平成12年に購入し、平成20年度より購入代金を平成22年までの3年間で分割返済するものである。

なお、この中には県へ所有権移転された後の利息も含まれている。

「うつくしま農業・農村振興プラン 21」の主要指標の現況値によれば、平成 19 年度の県の農業産出額は 2,486 億円であるが、その所得率は 40.9%であり、生産農業所得は 1,017 億円となっている。

農林水産部の予算の中には、一部水産関係と農道等の整備費用、森林関係費用が含まれているとしても、692 億円の予算は農業所得 1,017 億円に比し大きな金額となっている。県は、農業及び農村振興の基本方針で農業経営体(農家)を豊かにすることを目的としていることから、農業所得を増やす努力は欠かせないと思われる。

4 農業振興のための農林水産部の組織及び事業

農業振興の監査のため、次の総室及び課を対象としている。ただし、農業経済課は金融共済室を除き監査していない。

- 農業支援総室
 - 農業振興課
 - 研究開発室
 - 農業担い手課
 - 循環型農業課
 - 農業経済課
 - 金融共済室
- 生産流通総室
 - 農産物安全課
 - 農産物流通課
 - 水田畑作課
 - 園芸課
 - 畜産課

これらの課の平成 20 年度の主な事業は次のとおりである

農業振興課【農林事務所の農業振興普及部を監督】

研究開発室【農業総合センターを監督】

農林水産試験研究機関整備費 2,434,000 千円

前述のとおり。

農業担い手課

農業法人支援事業 13,500 千円

認定農業者連携強化促進事業 2,000 千円

集落営農支援事業 9,802 千円

農地保有合理化事業 139,740 千円

農地利用集積事業 4,848 千円

経営構造対策促進事業 7,226 千円

循環型農業課	
「環境と共生する農業」推進事業	10,012 千円
「ふくしま型有機栽培」等産地づくり推進事業	9,198 千円
うつくしま有機農産物生産システム確立事業	14,039 千円
農地・水・環境保全向上対策営農活動支援事業	48,842 千円
食品リサイクル促進事業	5,621 千円
農薬安全対策事業	27,635 千円
農業経済課	
金融共済室【農業制度金融を監督】	
農業経営基盤強化資金融通対策事業	18,058 千円
農業経営改善促進資金原資貸付事業	12,500 千円
農業経営負担軽減支援資金等融通対策事業	6,831 千円
農業改良資金貸付事業	100,000 千円
就農支援資金貸付事業	54,700 千円
農産物安全課	
食品表示適正化推進事業	1,437 千円
トレーサビリティ機能アップ支援事業	16,234 千円
青果物価格安定対策事業	123,598 千円
農産物流通課	
食彩ふくしま地産地消推進事業	4,374 千円
食彩ふくしまトータルプロモーション事業	5,350 千円
食彩ふくしま販売促進事業	5,854 千円
ふくしま米魅力アップ推進事業	7,865 千円
水田畑作課	
改革実践！米づくり推進事業	11,105 千円
水田作大豆・麦高生産化拡大推進事業	23,125 千円
水田農業改革支援事業	26,178 千円
園芸課	
園芸特産作物生産拡大推進事業	2,343 千円
農産物生産安定対策資金貸付事業	20,000 千円
農業労力調整システム確立事業	1,307 千円
中山間地域園芸産地帰農者等支援事業	1,078 千円
県オリジナル品種ブランド化推進事業	2,319 千円
戦略的産地づくり総合支援事業 (水田畑作、畜産、農業担い手課も含む)	253,030 千円
畜産課	
畜産物流通合理化促進事業	308,000 千円
酪農経営支援事業(酪農経営安定対策事業)	600,000 千円
肉用牛改良推進事業	115,114 千円
福島牛等流通・販売活性化対策事業	1,250 千円
ふくしま地鶏流通活性化事業	2,583 千円
飼料増産総合推進対策事業	15,396 千円
資源循環型畜産確立対策事業	435 千円

食品リサイクル促進事業
(循環型農業課も含む)

5,621 千円

これらの事業は、本庁で直接執行されるもの、農業総合センター及び各地の農林事務所で執行されるものの両方がある。

上記事業の内容から次の6項目について詳細に説明する。

- 【1】有機栽培、特別栽培、エコファーマー
- 【2】農業制度金融
- 【3】農産物の安全
- 【4】農産物流通
- 【5】水田の生産調整
- 【6】農産物加工施設、農産物直売施設

【1】有機栽培、特別栽培、エコファーマーについて

農林水産部が発行している「有機栽培の手引き～『ふくしま型有機栽培』等推進技術資料改訂版～」によれば、今後の推進方向及び有機栽培の留意点は次のとおりである。

今後の推進方向

近年、農業は化学肥料や化学農薬等の使用により生産性が飛躍的に向上した一方、これら資材に依存した長期にわたる生産活動の結果、河川や湖沼等の水質や生物の多様性等に対する影響が懸念されています。また、たい肥等の有機性資源が投入されていない水田や畑地では地力低下により、施設園芸では化学肥料の投入過多により農作物の生産性は不安定化する傾向も認められます。

このような中、本県農業が今後とも自然環境と調和し持続的に発展していくためには、堆肥の投入等による地力の維持増進を図りながら、これまでに開発または検証してきた有機栽培に関連する技術を取り入れた環境保全型農業の普及と定着に努めることが重要です。特に、有機栽培や特別栽培の普及にあっては、地域の自然条件や作物・品種の特性等を十二分に考慮し、地域の実態に即した栽培体系を確立することが重要であることから、本冊子で提供している技術情報を基本としながらも、農業者の実践を通じた工夫等を積極的に吸い上げるなど常に技術改善に取り組んでいくことが必要です。このような基本的考えの下に、次の項目に留意し有機栽培や特別栽培の普及に努めることとします。

留意事項

- (1) 資源循環型農業の確立や生産コストの削減等の観点から、地域に賦存する有機性資源の活用にも努めます。
- (2) 有機栽培または特別栽培による産地づくりを進めるため、地域の自然条件や農業者の意向等を十分に踏まえた栽培体系を実証的な手法を考慮しながら導入します
- (3) 農薬のドリフト等による生産現場の混乱を避けるため、栽培法を考慮した土地利用調整や周辺農家の理解の促進に努めます。
- (4) 有機栽培については、農業者の創意工夫が今後も必要と考えられることから、農業者相互の技術交流を促進します。
- (5) 消費者や食品関連事業者の有機栽培や特別栽培に対する理解を促進するため農業者以外へも技術情報の提供について常に配慮します。

有機栽培の留意点

- (1) 有機農産物とは
有機農産物とは農地の自然循環機能の維持増進を図って、化学農薬、化学肥料に頼らずに作物を栽培された農産物である。やむを得ない場合に限り、有機 JAS 規格に規定された資材のみを使って栽培することができる。また、有機農産物を実際に販売する場合には JAS 法に従わなくてはならない。
- (2) 有機農産物の販売と有機 JAS 規格
JAS 法に基づく有機栽培の日本農林規格を有機 JAS 規格という。有機

農産物の生産の方法についての基準等を定める法律で、有機農産物として不特定多数の人に販売する場合、この規格に従って生産されなくてはならない。さらに生産物が間違いなく規格に従って生産されたかについて認定機関による確認が必要である。認定機関が認定したほ場で生産された農産物以外は有機の文字を表示して販売できない。また、認定機関による認定を受けないで有機栽培した生産物を販売する場合は、特別栽培農産物として販売できる。

(3) 有機 JAS 規格の留意点

1 年性作物の場合、有機栽培を始めて 1 年目は有機農産物という名称は使用できない。「特別栽培農産物」としては出荷することができる。有機栽培 2 年目は認定機関に申請し「転換期中有機農産物」という名称が使える(果樹等の多年生作物は、さらに翌年も転換期中有機農産物の扱いをして、4 年目に有機農産物として扱える)。3 年目からは認定機関の認定を受けて「有機農産物」という名称が使用できる。

農林水産部の平成 20 年度事業計画書における有機栽培、特別栽培、エコファーマーに関する事業及び目的は次のとおりである。

「環境と共生する農業」推進事業

目的 安全・安心な農産物や環境に対する意識の高まりを踏まえ、環境と調和し持続的に発展する「環境と共生する農業」の全県的な普及推進を図ることとし、有機栽培米・特別栽培米の産地拡大や果樹における化学農薬低減技術の導入等への支援、たい肥等の高品質安定化など資源循環システムを強化する取組に対する支援を行う。

「ふくしま型有機栽培」等産地づくり推進事業

目的 本県独自技術を組み入れた「ふくしま型有機栽培」や「ふくしま型特別栽培」を県内に普及するため、農業総合センターと双葉地方で開発・検証された技術を導入した技術実証ほを県内各地に設置し、有機栽培等の産地育成を支援する。

うつくしま有機農産物生産システム確立事業

目的 安全・安心な農産物を求める消費者ニーズが一段と高まっている。このため、双葉地方に生産技術の確立拠点としてモデル実証ほを設置し技術実証を行うとともに、試験研究機関における技術の開発等を通して、有機農産物等の栽培による安全・安心な農産物の生産システムを構築する。また、普及拡大に向けた推進活動を実施するとともに、消費者等への PR 活動を実施し、有機栽培に対する理解の促進を図る。

農地・水・環境保全向上対策営農活動支援事業

目的 有機栽培及び特別栽培を中心とした「環境と共生する農業」の全県的な普及推進を図る手法の一つとして、平成 19 年度から国の施策として導入された「農地・水・環境保全向上対策(営農活動支援)」を活用し、地域ぐるみで化学肥料・化学合成農薬の大幅な低減を行う先進的な営農活動に対して支援を行い、有機栽培・特別栽培の普及拡大に資する。

エコファーマーの認定を受けていることが支援対象農家の要件となっている。

エコファーマーとは

「『福島県持続性の高い農業生産方式の導入計画』認定制度のあらまし」によれば、エコファーマーとは「『持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律』に基づき、5年後を目標にたい肥等を活用した土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減を一体的に行う『持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画』を作成し、福島県知事の認定を受けた農業者（個人または法人）の愛称である」とされている。また、化学肥料施肥窒素量及び化学合成農薬使用回数（成分数）は、計画期間終了までに、地域慣行基準より2割以上削減することが目標とされている。認定期間は5年間で、認定期間を終了した場合は、新たな技術の導入など、これまでの取組をさらに向上させる計画を作成し、改めて認定を受けることとなる。

「農業・農村の動向等に関する年次報告」によれば、環境と共生する農業の全県的推進のために取り組んでいるエコファーマーの育成について次のように報告されている。

環境にやさしい農業に向けた本県独自の取組を盛り込んだ「福島県農業環境規範」の実践を通じ、エコファーマー認定者の拡大に努めました。その結果、エコファーマーの認定者数は、平成21年3月末時点で16,881人（前年比1,264人増）また、作物ごとの延べ認定件数も19,303件（前年比1,388件増）と大幅に増加しました。生産出荷組合等で全員がエコファーマーとなる例が増えていることから、今後も、地域ぐるみの取組を支援していきます。

近代農法は、農機具の発展と化学肥料や化学農薬などの化学資材の使用により、労力の省力化、農産物の生産拡大を図ってきた。「有機栽培の手引き」によれば、化学資材に依存しすぎることによって地力が低下し農産物の生産性が不安定化する傾向にあるため、地域に賦存する有機肥料を使用して地力を回復すると同時に、環境保全型農業を目指すとしている。また、平成20年度事業計画書によると、化学資材を減らすことによって安全・安心な農産物が作れるとしている。

このような有機栽培等の推進に対しては、国の基準に準拠して化学資材を使用して作られた農産物が、健康に悪影響を与えるのか、つまり安全・安心ではないのかという疑念も生じるが、農産物は長期間摂取し続けるものであり、人間の体質・体調によっては悪影響を与える可能性は否定できないと考えられる。

県は、平成18年度から平成20年度まで有機栽培、特別栽培の実証圃を展開している（「各地の農林事務所農業普及部について」参照）。その結果によると、有機栽培については、慣行栽培より化学農薬を使わないだけ資材費は低くなっている。しかし、収量は一般的に大幅減となっている。このため、特別栽培は、慣行栽培より1割くらい生産費が増えている。

有機栽培では化学農薬を使用せず、特別栽培では化学農薬を使用しても慣行栽培の5割以下ということもあり、除草作業等のコストは今回の比較では算入されていないが大変な労力を要し、カルガモやビニールシートを利用した除草作業や雑草抑制の工夫が必要とされている。

有機栽培については、マスコミの報道などによると土づくりや除草作業に大変苦勞しているように見受けられる。しかし、健康に気を遣う消費者やおいしい農産物を求める特定の消費者を相手に善戦している様子も見受けられる。また、実証圃で作られた有機栽培米も実際に慣行栽培米や特別栽培米よりも高く売れている。

特別栽培については、化学資材の使用量を 5 割以上削減としているが、この 5 割以上削減の科学的根拠が分かりにくく、実証圃からみても慣行栽培米よりも 1 割程度販売金額が高いただけである。相双地区の場合は、今まで米の売れ残りがあったが、特別栽培米にすることによって慣行栽培米と販売単価に変わりはないものの売れ残りがなくなっている。

【問題点】

実証圃によると、特別栽培の化学資材は慣行栽培のものと異なるものを使用している。技術的には問題ないと思われるが、消費者に説明するときにはわかりにくいことから、異なる資材を使用する理由を分かりやすく説明する必要がある。

県北農林事務所の特別栽培の実証圃において、追肥が調達できず結果的に収量が大きく減少した。実証圃の設置にあたっては、事前に十分準備した上で実施する必要がある。

今回実証圃と対照圃の比較表を作成してもらったが、普及年報などの報告書をみる限り金額的な表示はない。普及指導の一環で実証圃を設置するものであるから、普及年報等へも金額を表示し農家等に対し収支を示す必要があると思われる。

有機肥料の使用は、地域にある資材を利用して有機肥料を作ってそれを使用すべきであるが、市販の有機肥料を使っており、さらに化学肥料より高価になっている。今後は、たい肥等地域の有機性資源の循環利用を推進する必要がある。

【意見】

特別栽培は化学資材の使用量を半減するといっているが、実証圃の結果を見れば、慣行栽培と比べて収量の低下や生産費の上昇が見られる。このため、採算性を上げるためには、収量の向上や販売価格を上げる努力が必要である。事業計画書を見ると、特別栽培の栽培方法に重点が置かれている。販売方法についての事業が実施されているようであるが、特別栽培米の価値を消費者に理解して貰う対策が必要である。また、エコファーマーについては、取組内容を積極的にPRするなど、さらなる消費者の理解を得る努力が必要である。

環境保全型農業を標榜し、地域に賦存する有機性資源の活用に努めるとしているため、たい肥等の循環利用に努める必要がある。

【 2 】 農業制度金融について

金融共済室が所管する主な制度資金と資金の仕組みは次のとおりである。

- (1) 国の外郭団体（農山漁村振興基金）と県が融資機関に対し利子の一部を補助金として支給する資金
農業経営負担軽減支援資金（農家負担軽減支援特別資金）
既往債務の負担を軽減するための借換資金
（取扱機関：農協、銀行等）
- (2) 国と県が市町村に対して利子の一部を補助金として支給する資金
天災資金
- (3) 国の制度に基づき、県が融資機関に対し利子の一部を補助金として支給する資金
農業近代化資金
農業者等が農業経営の展開を図るのに必要な長期で低利な資金
（取扱機関：農協、銀行等）
- (4) 県が単独で融資機関に対し利子の一部を補助金として支給する資金
農家経営安定資金
県単独の資金で、主に他の制度資金で対象にならないものが対象
（取扱機関：農協、銀行等）
認定農業者特別支援資金（認定農業者が借り入れる農業近代化資金に対して上乗せするもの）
新規就農者支援資金（新規就農者が借り入れる農業近代化資金に対して上乗せするもの）
うつくしま、ふくしま畜産環境資金（畜産経営主が堆肥舎建設等のため借り入れる農業近代化資金、日本政策金融公庫資金、農家経営安定資金に対して上乗せするもの）
- (5) 日本政策金融公庫資金を借り入れた農業者の居住する市町村に対して利子の一部を補助金として支給する資金
農業経営基盤強化資金(スーパーL資金...市町村が助成する場合のみ補助)
認定農業者のための長期低利資金
（取扱機関：(株)日本政策金融公庫福島支店
農林水産事業、農協、銀行等）
- (6) 国と県が低利（無利子）で低利預託基金（県農業信用基金協会）に貸し付け、基金が融資機関に預託し4倍協調で貸し付ける資金
農業経営改善促進資金（スーパーS資金）
農協等が融通する認定農業者のための短期運転資金
（取扱機関：農協、銀行等）
- (7) 国の貸付金と県の一般会計からの繰入による特別会計から無利子で貸し付ける資金
農業改良資金
農業の担い手が自らの創意工夫により新作物や新技術を導入する場合または畜産産物の加工を始めるといった農業者の意欲的なチャレンジ

ジを支援する無利子の資金であり、この資金の貸付と併せて農林事務所農業振興普及部または農業普及所が農業者に必要な技術、経営等の支援を行うことにより、農業者の経営改善を促進する。

(取扱機関：農協、銀行等)

就農支援資金(就農研修資金、就農準備資金、就農施設等資金)

新たに農業を始める人等を支援するための無利子の資金

(取扱機関：福島県青年農業者等育成センター、農協等)

(8) 国の外郭団体が融資機関に対し利子の一部を補助金として支給し、その決定に県が関与する資金(県単独で上乘せ利子補給する場合あり)

畜産特別資金(大家畜特別支援資金、養豚特別支援資金他)

家畜飼料特別支援資金

県が融資機関に利子補給を行う場合は、融資機関との間に利子補給契約を締結する必要がある。

農業制度資金の平成15年度から平成20年度までの貸出実績は次のとおりである。

農業制度資金貸付実績一覧表

(単位 融資枠:億円、件数:件、金額:千円)

貸付年度 資金名	貸付(貸付決定・承認・認定)実績								
	平成15年度			平成16年度			平成17年度		
	融資枠	件数	金額	融資枠	件数	金額	融資枠	件数	金額
農業経営負担軽減支援資金	4.00	3	55,000	4.00	4	97,460	2.50	1	5,700
天災資金	6.00	3	1,300						
農業近代化資金	30.00	57	436,071	25.00	57	397,510	20.00	29	164,188
農家経営安定資金 (小災害以外)	5.00	82	236,253	5.00	84	221,470	6.80	67	196,653
" (小災害資金)	20.00	1,237	1,837,493						
近代化資金 (県単利子補給上乘せ)	8.50	37	294,695	11.00	45	343,510	8.25	27	154,448
うつくしま・ふくしま畜産環境資金(県単上乘せ)		1	8,112		5	78,153		4	23,779
農業経営基盤強化資金 (L資金)	15.00	55	993,344	15.00	63	1,731,969	15.00	73	1,338,200
農業経営改善促進資金 (S資金)	1.00	8	33,444	1.00	6	51,593	1.00	3	35,219
農業改良資金	2.50	9	104,948	2.50	8	70,540	2.00	8	55,833
就農支援資金		11	34,600		7	4,200		10	11,876
大家畜経営改善償還推進資金		2	3,500						
家畜飼料特別支援資金									
経営体育成強化資金		13	371,125		9	58,622		7	42,950
農林漁業セーフティネット資金		17	760,064		5	103,888		8	78,340
山村・過疎経営改善資金					1	155,700			
中山間地域活性化資金					1	11,000			
合計	92.00	1,535	5,169,949	63.50	295	3,325,615	55.55	237	2,107,186

農業制度資金貸付実績一覧表

(単位 融資枠:億円、件数:件、金額:千円)

貸付年度 資金名	貸付(貸付決定・承認・認定)実績								
	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	融資枠	件数	金額	融資枠	件数	金額	融資枠	件数	金額
農業経営負担軽減支援資金	1.50	1	21,500	1.00	2	48,738	0.70	1	8,195
天災資金									
農業近代化資金	15.00	25	177,092	6.00	37	226,375	3.00	40	245,740
農家経営安定資金 (小災害以外)	6.50	63	185,017	2.80	26	79,439	2.20	22	52,193
〃 (小災害資金)									
近代化資金 (県単利子補給上乘せ)	7.80	21	149,362	4.30	12	43,700	1.15	13	44,000
うつくしま・ふくしま畜産環境資金(県単上乘せ)									
農業経営基盤強化資金 (L資金)	20.00	40	715,820	24.00	98	2,234,580	19.00	99	1,524,936
農業経営改善促進資金 (S資金)	1.00	3	37,629	1.00	3	37,741	1.00	5	58,390
農業改良資金	1.50	9	52,528	1.50	4	12,610	1.00	1	4,900
就農支援資金		9	7,800		5	3,000		9	5,700
大家畜経営改善償還推進資金									
家畜飼料特別支援資金							19		447,546
経営体育成強化資金		22	235,738		9	64,860		1	6,080
農林漁業セーフティネット資金		6	75,581		10	36,200		6	116,000
山村・過疎経営改善資金									
中山間地域活性化資金									
合計	53.30	199	1,658,067	40.60	206	2,787,243	28.05	216	2,513,680

平成15年度の農家経営安定資金(小災害資金)が突出しているが、冷害が発生したことによるものである。

これらの農業制度資金の中で、県が直接農家等へ貸しているのは農業改良資金であり、同資金及び違約金の平成20年度の動向は次のとおりである。

【平成20年度農業改良資金の元金と違約金の動向】

(単位:円)

(元金)

農林事務所	前年度末残高	貸付	回収	当年度末残高
県 北	33,913,000	0	12,347,000	21,566,000
(当年度)	27,079,000	0	12,147,000	14,932,000
(過年度)	6,834,000	0	200,000	6,634,000
県 中	49,368,000	0	14,760,000	34,608,000
県会 南	151,231,000	4,900,000	23,124,000	133,007,000
津	37,004,000	0	12,613,000	24,391,000
(当年度)	37,004,000	0	12,613,000	24,391,000
(過年度)	0	0	0	0
南会 津	9,110,000	0	1,055,000	8,055,000
相 双	39,147,000	0	11,003,000	28,144,000
(当年度)	33,832,000	0	9,643,000	24,189,000
(過年度)	5,315,000	0	1,360,000	3,955,000
い わ き	41,181,000	0	1,642,000	39,539,000
(当年度)	8,178,000	0	1,142,000	7,036,000
(過年度)	33,003,000	0	500,000	32,503,000
合計	360,954,000	4,900,000	76,544,000	289,310,000
(当年度)	315,802,000	4,900,000	74,484,000	246,218,000
(過年度)	45,152,000	0	2,060,000	43,092,000

(違約金)

農林事務所	前年度末残高	発生	回収	当年度末残高
県 北	7,862,748	972,727	0	8,835,475
(当年度)	0	972,727	0	972,727
(過年度)	7,862,748	0	0	7,862,748
県 中	1,710,526	0	30,000	1,680,526
(当年度)	0	0	0	0
(過年度)	1,710,526	0	30,000	1,680,526
会 津	37,272	0	37,272	0
(当年度)	0	0	0	0
(過年度)	37,272	0	37,272	0
相 双	0	387,464	94,956	292,508
(当年度)	0	387,464	94,956	292,508
(過年度)	0	0	0	0
い わ き	18,258,504	643,981	740,000	18,162,485
(当年度)	0	643,981	0	643,981
(過年度)	18,258,504	0	740,000	17,518,504
合計	27,869,050	2,004,172	902,228	28,970,994
(当年度)	0	2,004,172	94,956	1,909,216
(過年度)	27,869,050	0	807,272	27,061,778

いわきで過年度元金(返済期日が来て返済されていないもの)、違約金(延滞金額に12.25%)が多いが、融資を受けた肉用牛肥育業を営む法人及びその代表者が平成14年度から平成15年度にかけて破産し、この元金30,833千円及び違約金15,573千円があるためである。

県は平成17年度より県による直貸はせず、極力県が農業改良資金を融資機関に貸付けし、それを原資として金融機関が県と同一の条件で借入申込者

に農業改良資金を貸付ける方法（転貸）による資金の貸付に変更している。やむを得ない理由により直貸による貸付を行う場合には、事前に農林水産部長と協議することとしている。なお、やむを得ない場合の具体例としては、十分な担保または保証人があり、借入希望者が保証料を払うことを忌避し転貸方式を望まない場合などが想定される。

農業改良資金の平成 20 年度の融資枠は 1 億円であるが、融資実績は 1 件 490 万円である。平成 21 年度の 10 月 31 日までの実績は、同融資枠であるにもかかわらず、1 件 190 万円である。

農業改良資金の融資の伸び悩みは全国的な傾向にある。

そのため、当該資金を農業者が一層借り入れしやすくするために、貸付主体を都道府県から豊富な資金融資ノウハウを持つ(株)日本政策金融公庫に移管するなどの貸付プロセスを改善するための法改正が、現在開会中の第 174 通常国会において進められているところである。

【3】農産物の安全について

「食料・農業・農村基本法」によると、「国は、食料の安全性の確保及び品質の改善を図るとともに、消費者の合理的な選択に資するため、食品の衛生管理及び品質管理の高度化、食品の表示の適正化その他必要な施策を講ずるものとする」とある。

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」第19条の13第1項及び第2項において次のとおり定められている。

第1項 内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品（生産の方法または流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。）の品質に関する表示について、内閣府令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

- 一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項

第2項 内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、前項の基準において定めるもののほか、同項に規定する飲食料品の品質に関する表示について、その種類ごとに、同項各号に掲げる事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めることができる。

(1) 食品表示ウォッチャー制度

JAS法に基づく食品品質表示基準の適正な運用を確保するために県が設置しているもの。

この制度の内容は以下のとおりである。

消費者の中からウォッチャーを40名募集する。

ウォッチャーの活動内容は、日常利用する店舗において、生鮮食品の名称や原産地などの表示状況を確認（モニタリング）し、定期的に県に報告することである。また、日常利用している店舗に限らず、不適正な食品表示等に関する情報を入手した場合には、その都度、情報を報告することも活動内容に含まれている。

ウォッチャーがモニタリングする店舗数は、一月当たり5店舗以上が目安とされている。また、モニタリング内容については翌月5日までに県に報告することとなっている。

謝金は1年間で9,400円となっている。

平成 20 年度の活動結果は下記のとおりである。(平成 21 年 6 月 10 日農林水産部公表)

1 平成 20 年度食品表示適正化指導事業における表示状況等の調査結果について

生鮮食品(品目:農産物、畜産物、水産物、米穀)について、食品販売店舗(332 店舗:延べ 1,150 品目)における表示状況の調査を行ったところ、「名称」が概ね適正()に表示されていた品目の割合は 95.8% (平成 19 年度:90.9%)、「原産地」が概ね適正に表示されていた品目の割合は 93.6% (平成 19 年度:87.2%)であり、その割合は年々向上しています。

加工食品について、22 製造業者に対して調査を行ったところ、表示状況が適正であった品目の割合は 85.9% (平成 19 年度:98.4%)であり、原料原産地名の欠落などが確認されました。

5 卸売業者に対して調査を行ったところ、生鮮食品の名称及び原産地が販売先に対し適切に伝達されていました。

調査対象品目の 80%以上に表示(名称・原産地)があれば「概ね適正」に表示されているとしています。

2 平成 20 年度福島県食品表示ウォッチャーの活動結果について

食品表示の適正化を推進するため、一般公募した消費者 40 名(男性 4 名、女性 36 名)を食品表示ウォッチャーに委嘱()し、食品販売店舗で販売されている生鮮食品の表示状況についてモニタリング(延べ 2,760 件)を行っていただきました。

委嘱期間:平成 20 年 6 月 1 日~平成 21 年 3 月 31 日

その結果、「全部表示あり(100%)」又は「概ね表示あり(80%以上)」と報告された店舗の割合は 88.3% (平成 19 年度:89.1%)であり、ほぼ前年同様となりました。

この制度は、消費者の食の安全に関する責任感及び正義感を発揮してもらいながら、食の安全に対する監視をしてもらう制度である。

食の安全に関する農林水産省の主な規制としては JAS 法が挙げられるが、JAS 法を含めたその他の省庁の主な法律は次のとおりである。

農林水産省の JAS 法

厚生労働省(保健所)の食品衛生法

公正取引委員会の景品表示法

経済産業省の不正競争防止法

警察は、刑法(詐欺罪)

平成 19 年に食品偽装事件が多発したことなどを契機に、平成 21 年 9 月に消費者行政を一元化するために「消費者庁」が設立され、上記の法律の一部が移管されている。

(2) トレーサビリティシステム導入

食品の流通をめぐる課題に対応するため、トレーサビリティの取組が進められている。トレーサビリティは、食品の異動を把握できるようにするものであり、そのため、各事業者が食品の入出記録を作成・保管することが重要となる。トレーサビリティシステムの導入は、問題が発生した際に、問題のあった商品を特定、特定した商品の迅速な回収、問題発生箇所の速やかな特定、速やかな原因究明、安全な流通ルートの確保が可能となり、生産者、消費者等にとって有益となるものである。

(3) GAP について

GAP は、Good Agricultural Practice の略で、日本語では「農業生産工程管理手法」と訳され、「ギャップ」と読む。農産物の生産から出荷に至る全ての農作業の工程で、人の健康に悪影響を及ぼすような危害が発生しないように、安全性などをチェックし、管理する手法のことである。

GAP のメリットは、農産物の安全性を確保し、環境の保全や農産物の品質向上、労働者の安全確保にも役立つことである。また、GAP による「工程管理」は、サンプルを抜き取ってチェック（検査）する「結果管理」と異なり、工程ごとにどのような管理をしたかをしっかり記録として残すので、消費者や業者からの質問にも明確に回答できるようになり、問題が発生した場合の原因究明や事故防止にも役立つ。

【意見】

輸入農産物より価格が高い国産農産物について、地産地消のためにとりか、地域の農村を助けるためにとりか、の考えを前面に立てて消費拡大を図ろうとする向きもあるが、安全性確保の取組みの差が国産農産物と輸入農産物の価格差になっていると消費者に認識してもらうことも重要である。

さらに、食の安全の確保には、生産者・事業者における取組みも当然必要であるが、消費者自身が自覚を持つことも必要であり、食に対する教育が非常に大切である。

以上の観点から、教育用かつ県産の農産物の安全性をアピールする実証圃を作る。

実証圃

- 化学肥料、化学農薬を際限なく使用した場合
- 化学肥料、化学農薬を国の基準に適して使用した場合
- 化学肥料、化学農薬を国の基準の 20% に減らして使用した場合（エコファーマー）
- 化学肥料、化学農薬を国の基準の 50% に減らして使用した場合
- 化学肥料、化学農薬を一切使用しない場合

上記の実証圃を作ってそれぞれの場合の有機肥料の使用、除草作業等のデータを作りながら、教育用に開放すると同時に県産の農産物の安全性をアピールする。

【4】農産物流通について

平成 20 年の大晦日の夕方に地元のデパートに行って鶏肉をみたところ、大晦日という特殊な事情はあるにしても、通常の鶏肉は 100g200 円で販売され、完売であった。一方、川俣シャモは 100g600 円で販売され、売れ残りの状態であった。昨年秋に、会津地方のスーパーマーケットではブロイラーは 100g128 円、会津地鶏は 100g428 円で販売されていた。

「農業総合センター」の畜産研究所養鶏分場の項目で記載しているように、ブロイラー、会津地鶏ともに 1 羽は約 3 kg である。骨などを除いて店頭で売れる部位が重さで 5 割とすれば、農家の販売価格は、ブロイラーは 1 羽 410 円であり、会津地鶏は 1 羽 1,500 円である。100g あたりに換算すると、ブロイラーが 27 円、会津地鶏が 100 円である。差は 73 円であるにも関わらず、店頭単価での差はデパートの場合は 400 円、スーパーマーケットの場合は 300 円である。

米粉を使用したパンは一般のパンより 3 割から 5 割高めに価格が設定されている。また、喜多方産の小麦（ゆきちから）を使ったラーメンが一般のラーメンより 100 円高くても、地元産の小麦を使ったラーメンを食べると言われている。

なぜこのような状況が生じるか、流通業界や飲食業界（以下、「流通業界等」といおう。）の販売の特徴を考えてみたい。

(1) 荒利率について

売上高から仕入高を差し引いて売上総利益というが、売上総利益は一般に荒利（粗利）といわれる。流通業界等は、荒利額を売上高で割った荒利率を重要視する傾向がある。これは、流通業界等の経営管理上重要な点であり、荒利率が一定なら売上高が決まると荒利率をかけて荒利額が算定されるためである。この荒利額で経費を賄えるかどうかを検討することになる。

荒利率を一定にするため、仕入価格を原価率（1 - 荒利率）で割って売価を決定する値入という作業が行われる。例えば、荒利率 20% 仕入価格 100 円とすれば、売価は次のように決定される。

$$\begin{aligned} \text{売 価} &= 100 \div (1 - 0.2) = 100 \div 0.8 \\ &= 125 \text{ 円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{荒利率} &= (125 \text{ 円} - 100 \text{ 円}) \div 125 \text{ 円} = 25 \text{ 円} \div 125 \text{ 円} \\ &= 20\% \end{aligned}$$

農産物の農家の販売価格を一般商品 50 円、高品質商品 150 円とした場合に荒利率 20% とすると、流通段階ごとに次のようになる。

	一般商品	高品質商品	差 額	倍 率
農家の販売価格	50 円	150 円	100 円	3 倍
流通 1	71 円	214 円	143 円	3 倍
流通 2	101 円	305 円	204 円	3 倍

以上のように、農家の販売価格の差が荒利率を一定にすることによって農家の販売価格の差（倍数）がそのまま流通単価の倍数となる。その分だけ流通業界等の利益となる、ただし、売れる量により高品質商品が一般商品より利益が出るとは限らない。

この結果、上記のようなデパートやスーパーマーケットの販売価格となる。

(2) 商品ごとの荒利率

流通業界は、全ての商品の荒利率を一定とするわけではなく、一般に次のような荒利率を設定する。

一般に流通量が多い商品は他社との競合があるので荒利率を低くし、一般商品よりも高品質商品については荒利率を高くする傾向がある。

高品質商品は、荒利率を高く設定しても高品質商品を求める消費者がいるほかに、売価を高く設定し、流通量が多い商品の安さを演出するための比較商品とする傾向がある。

その他に、特売商品というものがあり、通常より安い価格を設定して集客し、特売商品では荒利率は低いがその他の一般商品や高品質商品を買ってもらって荒利率は落ちても荒利額を増やそうとする商品である。

【意見】

最近インターネットを利用した消費者へのネット販売が話題となっているが、ネット販売は配送経費はかかるが、消費者と直接取引ができ、流通経費を省略できるメリットがある。

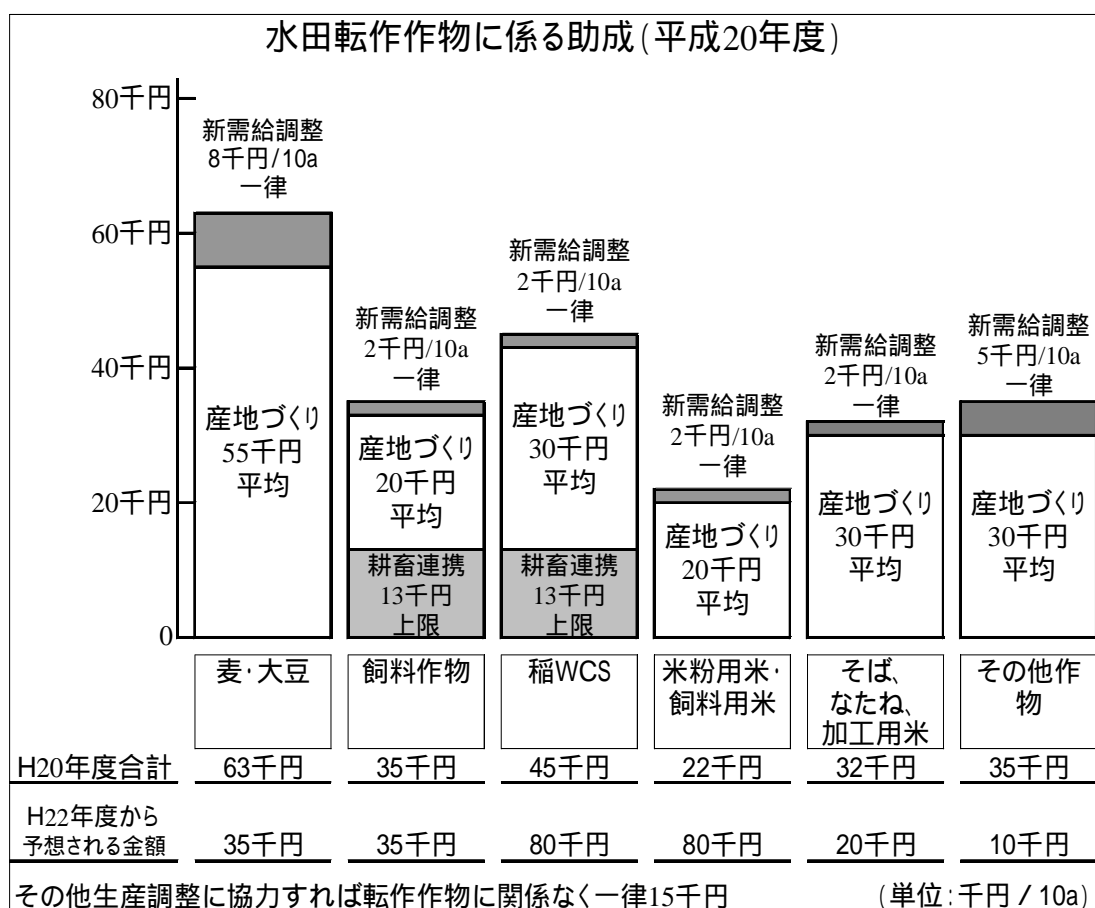
ネット取引は農家の年齢が高齢化していることもあり、取組に困難が予想される。福島県では優秀な学生が集まる大学もあり、大学生の卒業後の就職難が話題となっているが、大学生の起業という面からも大学及び大学生に協力してもらおう体制を作ることも検討してよいのではないかと思われる。

【5】水田の生産調整について

福島県は、水田の生産調整が一番進まない県であり、郡山市、須賀川市、白河市などが生産調整が進まない市である。なぜ生産調整が進まないか(1)生産調整に協力した農家の補助金、(2)米などの10aあたりの収穫金額等、(3)米の生産費、(4)転作による農家の収支について検討したい。

(1) 生産調整に協力した農家の補助金

水田転作作物に係る助成金の県が作成した米の生産調整に協力した農家に支払われる平成20年度の助成水準等は次のとおりである。



- 1 「産地づくり」= 産地づくり交付金
産地づくり計画書で定めた内容に取り組んだ農業者
- 2 「新需給調整」= 新需給調整システム定着交付金
地域が選定した振興作物を作付した農業者
- 3 「耕畜連携」= 耕畜連携水田活用対策事業
- 4 稲 WCS: 稲ホールクroppサイレージ(稲発酵粗飼料)の略で、稲ごと刈り取り乳酸発酵させて粗飼料として利用するもの
- 5 そのほか平成20年限りの措置として地域水田農業活性化緊急対策事業が別途実施されている。

地域水田農業活性化緊急対策事業の内容

- ・ 平成19年よりも生産調整を拡大し、麦・大豆・飼料作物等への作付転換の

取組みを5年間行うことを地域水田農業推進協議会と契約した場合に、生産調整を拡大した面積に対して、19年に生産調整を達成していた者については50千円/10a、19年は未達成で20年に達成する者については30千円/10aを一時金として支給するなどの事業内容。

これらの補助金等が、農家にとって転作する動機付けになるか否かを検討したい。

(2) 米などの10aあたりの収穫金額等

米などの収穫状況

平成20年度現況値(年次:平成20年)

項目	単位	米 (水稲)	小麦	大麦	大豆	そば
作付面積 (a)	ha	81,300	482	49	3,310	3,300
収穫量 (b)	t	438,200	989	171	4,860	1,910
10aあたりの収穫量 (c)	kg	539	205	349	147	58
参考単価 (d)	円/kg	234	35	32	108	244
		1俵60kg当 14,000円	1俵60kg当 2,100円	1俵50kg当 1,600円	1俵60kg当 6,500円	1俵45kg当 11,000円
10aあたりの粗収益 (c) × (d)	円	126,258	7,175	11,168	15,876	14,152

- 1 作付面積、収穫量及び10aあたりの収穫量は、農林水産省の作物統計調査によるもの。
- 2 米の参考単価については、東北農政局福島農政事務所の農業経営統計調査(平成20年産 米生産費)による10aあたりの粗収益126,258円を元に算出したもの。
- 3 小麦、大麦、大豆及びそばの参考単価及び10aあたりの粗収益は、水田畑作課調べによるもの。

米は他の作物に比べ10aあたりの収穫量が539kgと他の作物の収穫量を大幅に上回っている。また、1kgあたりの価格も、そばを除く他の作物より格段に高くなっている。その結果、10aあたりの粗収益も米は126,258円と他の作物を圧倒している。

(3) 米の生産費について

東北の米の生産費は次のとおりである。

平成20年産 10aあたり米生産費(東北)

(単位:円)

	東北	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島
肥料費	8,917	8,633	10,166	6,237	9,546	9,323	9,377
農業薬剤費	7,523	5,934	9,180	7,335	8,138	7,988	6,357
土地改良及び水利費	6,586	8,698	6,484	6,219	6,541	7,835	4,533
賃借料及び料金	11,176	16,297	11,032	10,625	11,560	11,191	8,021
建物費	4,986	5,510	5,769	6,240	4,734	5,186	3,123
うち償却費()	4,072	4,286	4,393	5,636	3,416	4,576	2,666
自動車費	3,121	3,314	2,946	3,746	2,780	3,872	2,300
うち償却費()	1,402	1,092	1,431	1,555	1,450	1,761	1,064
農機具費	23,649	15,900	29,149	22,781	27,596	23,827	20,617
うち償却費()	18,531	11,723	24,003	17,630	20,822	19,514	16,122
生産管理費	410	393	438	362	492	462	302
うち償却費()	16	18	-	-	-	21	33
その他	11,659	11,676	13,085	11,206	11,257	12,541	10,662
労働費	33,300	33,986	35,116	35,295	31,630	29,637	35,148
うち家族労働費	31,245	31,271	31,071	33,238	30,347	28,878	32,876
費用合計	111,327	110,341	123,365	110,046	114,274	111,862	100,440
副産物	3,444	4,359	3,670	3,228	2,124	3,172	4,649
生産費(副産物価額差引)	107,883	105,982	119,695	106,818	112,150	108,690	95,791
家族労働費は所得(利益)のため控除	31,245	31,271	31,071	33,238	30,347	28,878	32,876
差引経費	76,638	74,711	88,624	73,580	81,803	79,812	62,915
うち償却費合計	24,021	17,119	29,827	24,821	25,688	25,872	19,885

東北農政局 平成20年産 米生産費 より

東北 6 県の農家の経費をサンプルで出したものである。各県ばらつきがあるので東北平均の生産費をみると、10a あたり 107,883 円となっており、その中に家族労働費 31,245 円があるが農家の報酬であるので控除すると 76,638 円となる。そのうち、24,021 円は減価償却費である。

(4) 転作による農家の収支

水田転作作物に係る助成金及び作物ごとの粗収益をもとに、転作した場合の小麦と大豆の収支と、転作しないで米を作った場合の収支とを比較すれば次のとおりである。

なお、小麦と大豆は、平成19年度以前からの転作作物としての作付部分で、水田経営所得安定対策への加入を前提としている。

水田作付作物別の収支(平成20年度)

(単位:円)

	小麦	大豆	米
粗収益(a)	7,175	15,876	126,258
生産費(b)	43,392	38,918	76,638
補助金収入(緊急対策除く)(c)	63,000	63,000	-
産地づくり交付金(県平均)	55,000	55,000	-
新需給調整システム定着交付金	8,000	8,000	-
収支差額(d = a - b + c)	26,783	39,958	49,620

- 1 粗収益は、39頁の「米などの収穫状況」の表と同じ。
- 2 生産費は、20年産の農業経営統計(米:東北、小麦・大豆:全国)の生産費(副産物価額差引)より家族労働費を控除したもの。
- 3 小麦、大豆の補助金収入は、20年度に生産調整を拡大して作付けした面積については、さらに地域水田農業活性化緊急対策事業による一時金の交付がある(19年度生産調整達成50千円/10a、20年より達成30千円/10a)。

(5) 設備投資型農業

農業は、野菜農家などは労働集約的といわれるが、米づくりは設備投資型である。農家が農地を所有するのは当然として、その他に次のような資本装備をしていると考えられ、私の試算によるとそれらの取得価額、耐用年数と減価償却費は次のとおりである。

(単位:円)

資産名	取得価額(a)	耐用年数(b)	減価償却費(a ÷ b)
作業小屋(木造モルタル)	7,000,000	14年	500,000
軽トラック	1,000,000	4年	250,000
トラクター(30ps)	3,850,000	7年	550,000
コンバイン(3条刈)	4,500,000	7年	642,857
乾燥機	1,520,000	7年	217,143
田植機(6条)	2,000,000	7年	285,714
動力噴霧機	700,000	7年	100,000
計	20,570,000	8.1年	2,545,714

農家は、農地を保有するほか、作業小屋、軽トラック、農機具等 2,000 万円くらいの固定資産を保有し、毎年の減価償却費は 2,545,714 円である。言葉を変えていうならば、ほぼ 8 年の間に農機具更新のため 20,570,000 円支出しなければならないことになり、年平均 2,545,714 円ということになる。

東北平均の 10a あたりの米の生産費において減価償却費は 24,021 円であり、上記 2,545,714 円の減価償却費がかかるとすれば、10.6ha の水田を必要とすることとなる。

【意見】

平成 22 年度からは「(1) 生産調整に協力した農家の補助金」に示したように、補助金の内容が大幅に変更される予定である。農家にとっては生産調整に協力して他の作物を生産していたのが、その補助金が大幅に変更されることになる。県としても、激変緩和措置を講じる予定であるが、生産調整に協力した農家の不満が高まらないような対策を採る必要がある。

また、今後は麦・大豆への転作の補助金が減るが、稲 WCS や米粉用米、飼料用米は 10a あたりの補助金は 80,000 円と高くなっている。これは、水田を水田のまま利用できるメリットがある。

米粉についてはパンや麺を作るなど話題となっており、小麦が輸入できなくなった場合の研究としては重要だと思うが、米粉の価値が小麦粉を上回る価値をつけ需要を拡大できないと意味がないと思われる。

稲 WCS、飼料用米は、畜産の振興が前提条件となり、今後ますます耕畜連携が重要性を増すと思われる。

なお、米づくりに適さず、10a 当たりの収入が低い場合や、売れ残りの米が生じたり、また生産費が標準よりも高くなったりする場合には、米以外の作物に転作したほうがよいこともある。その場合には、喜多方で小麦を作って喜多方ラーメンを作ったり、鮫川村で大豆を作って豆や味噌を作っている事例があり、このような付加価値をつける取組を推進する必要がある。

【6】農産物加工施設、農産物直売施設について

「農業・農村の動向等に関する年次報告」に記載されている「うつくしま農業・農村振興プラン 21」に掲げた主要指標の各地方における進捗状況は、農産物加工施設と農産物直売施設は目標を上回っているが、それ以外の指標はほとんど目標に到達していないばかりでなく、基準値を下回る状況も見受けられる。各地方の農産物加工施設と農産物直売施設の状況は次のとおりである。

	農産物加工施設		農産物直売施設	
	目標値	現況値	目標値	現況値
県北地方	21	33	46	44
県中地方	-	-	32	44
県南地方	8	17	19	36
会津地方	-	-	44	60
南会津地方	7	18	20	25
相双地方	-	-	29	52
いわき地方	8	12	21	29
計	44	80	211	290

(1) 農産物直売施設の形態について

- ・農協が設置している場合（農協の報告によると直売施設 48 店で売上金額 56 億円）
- ・「道の駅」に直売施設がある場合
- ・市町村が第 3 セクター等を利用して設置している場合
- ・農家が個人やグループでもって設置している場合

(2) 農産物直売施設の利点について

- ・消費者にとってのメリット
 - 新鮮な野菜が買える。
 - 生産者の顔が見えるため、安心・安全である。
 - 直売施設までドライブ気分が味わえる。
 - 市外の直売施設を訪問すると定年退職等により職を離れたと思われる中高年が夫婦やグループで買い物をしている姿が見受けられる。
- ・生産者のメリット
 - 生産したものを販売することにより、少額だが収入増となる。
 - 消費者の顔が見える。

(3) 生鮮農産物の販売について

青果物卸売市場は各地にあるが、卸売市場の場合は前日までに収穫したものが朝卸売市場に展示され、それを小売業者が買って店頭で並べるため、消費者は 1 日前の生鮮野菜を買わざるを得ない。新鮮な野菜を消費者に届けるためには、朝収穫した野菜を昼までに市場に出荷して当日中に消費者の手

に入るようにする必要があると思われるが、例えば、いわき市中央卸売市場の市場年報によれば、当該市場において県産野菜の占める取引量の割合は2割前後しかなく、残りは県外からの野菜で占められている状況となっている。

【意見】

農産物直売施設は、朝収穫した野菜が当日中に食べられる仕組みとなっており、消費者の支持を得ているものと思われる。

さらに、農産物直売施設や農産物加工施設を充実するためには、事業としての施設を目指す必要がある。

農産物全体について、素材で提供するより加工したほうが、さらには、最終消費者に近いところで販売することによってより付加価値が高まるので、直売施設での直接販売や加工施設での特産品の製造・販売は、農業者の所得向上に繋がるとと思われる。

こうした高付加価値化への取組みは副業的に行うものではなく、農家にとって事業といえるような直売施設にする必要がある。そのためには、次のような対策を採る必要がある。

できたものを単純に売るというのではなく、消費者の必要とする野菜を揃える必要がある。

飲食店などの業者が来るようにするためには、商品を欠かさないことである。農産物は天候に左右されるとしても、事業であるためにはある程度の品揃えが必要である。

一つの直売施設で消費者の希望する商品が揃わない可能性もあるので、直売施設同士のネットワークづくりをする必要がある。

野菜だけ売っていても売上金額が伸びず、事業とするには加工品を作ることや果物を加える必要がある。